

2. 第5期介護保険料の設定について

(1) 平成24年6月及び8月の仮徴収額の変更

高齢化の進展や介護報酬のプラス改定の影響等により、第5期の介護保険料については、第4期に比べて上昇することが見込まれているところ。

平成24年度の介護保険料の特別徴収に当たり、10月以降の特別徴収額の急激な上昇を避ける観点から、平成24年6月及び8月の仮徴収額を変更することで、各被保険者の負担感を緩和していただくようご配慮をお願いする。

なお、6月の仮徴収額の変更に当たっては4月20日までに、8月の仮徴収額の変更に当たっては6月20日までに、年金保険者（日本年金機構等）に対して通知する必要があることに留意されたい。

(2) 第5期介護保険料確定額調査

第5期の介護保険料については、各保険者において条例が成立して確定することとなるが、これにより確定した保険料についての調査依頼を2月7日付けで発出したところ。

期限までに保険料額が確定していない保険者においては、期限時点での保険料額案を記入いただき、変更が生じた場合は事後的に変更いただくなどにより、本調査へのご協力をお願いする。

なお、本調査の結果については、とりまとめの上公表する。

3. ユニット型個室の第3段階居住費等負担限度額の引下げについて

(1) 見直しの内容

平成24年度より、ユニット型個室の居住費及び滞在費について、第3段階の負担限度額を1日当たり1,640円から1,310円に引き下げる。

※ 対象サービスは、介護保険法第51条の3第1項に規定する特定介護サービス及び同法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスの全て。

(2) 負担限度額認定証等の取扱い

現在、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費の支給を受けている者で、第3段階に該当するものについては、その所持する介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証（以下「認定証」という。）に「ユニット型個室 1,640円」の記載は「ユニット型個室 1,310円」と読み替えて取り扱って差し支えないこととする。